

内務省大阪土木出張所沿革

真田秀吉

内務省大改土木出張所沿革（併せて全国）

明治八年内務省土木寮分局を大改に置き、淀川流域に関する工務を取扱ふ、之より先き明治六年已に大藏省土木寮の官負阪地に出張し大改出張土木寮と稱し淀川調査に着手せり六年十一月内務省設置され、土木寮は之に入る、七年十月日本最初の蘭式粗朶工を市内綱島地先に試設し、八年六月本式に淀川筋に粗朶工を施工す、前島の第一號ケレツプ是なり江戸川松戸のも同時に初めた。

十年一月官制改正され、土木寮は土木局と改稱され淀川土木局出張所の仕事は依然継続施工された（大改の土木監督署直前は内務省淀川出張所と云ふ）所長は属官である、佐藤守一、楢林高之、吉富篤邦等であつた。

同三

十九年七月十二日内務省令を以て土木監督者官制を定め全国を六区に分ち一区は東京、二区は一ノ関、三区は新瑪郊外西島屋野島新田、四区は大改、五区は徳島、六区は久留米に置き内務省直轄工事の施工及管轄府県土木事業の監督に任ずることとなる、即ち当時十四大川（一区の利根、富士、天龍、大井、二区の北上、阿武隈、三区の信濃、阿賀野、最

上、庄し 四区の木曾、茨し 五区の吉野し 六区の筑後し の直轄工事を分担す、其流域の砂防工事も、因に東京は明治八年関宿に内務省出張所を置き二十二年九月一日東京に移る、一ノ関は二十二年七月仙台に移り、西島屋野最新田は二十七年七月新鴻と改稱、徳島は二十二年七月広島に移る、久留米は二十七年十月熊本に移り三十一年四月一日福岡に移りたり 各区の長たる技師は土木巡視長と稱し、大改初代巡視長は宮、原誠藏技師にて、氏は二十年四月二十二日清水越國道専任となりて転出し、第五区(徳島)の初代巡視長田辺裁三郎技師巡視長となり第五区を兼任した、徳島の留守役は日下部弁二郎氏であつた。

巡視は技師を充て、巡視補は技師、属を充てた。二十三年八月二日勅令を以て土木監督署官制を改定し、巡視長を署長と改稱し、巡視、巡視補の各稱を齊し、技師、技師試補(奏任)技師、属(判任)と呼ぶこと、なつた。

二十七年七月三日勅令で又々改正し全国を七区に区分し一区東京、二区仙台、三区新鴻四区名古屋、五区大改、六区広島、七区久留米に役所を置いた、地方土木監督を主とし直轄工事及調査を行ふ事とし十月より施工する、勅任技師を置く時は之を署長とすと定めたる此時の改正には技師試補の名なし。

三十年の勅令にて各監督署に事務官一名を置くこと、なり、東京に小倉正恒、名古屋に井上孝哉、大改に中山政輔の諸氏が最初の事務官たり、因に後年設けらる下関土木出張所に横山助成、東京に池田 宏が事務官たりし、此事務官は大正二、三年頃廢せられた。

三十八年三月三十一日土木監督署廢止せられた、四月より内務省官制により東京、新鴻、名古屋、大改に土木出張所を置くこと、し(仙台、広島、福岡、は廢止)地方の土木監督は本省に移し、土木出張所にては直轄工事(河川、砂防、港灣)と河川砂防道路港灣の調査に関する事務を分掌すること、なつた。

其後出張所は増加して東京、横浜、仙台、新鴻、名古屋、大改、神戸、広島、下関にあつたが昭和十八年十一月一日より港灣関係の横浜、新鴻、神戸、下関は運輸省に移管となり、残部は関東、東北、中部、近畿、中国四國、九州土木出張所と改稱された。

昭和二十三年一月一日より内務省廢止され総理府に属し技師は総理府技官と改名され役所は建設院近畿地方建設局等となり、同年七月十日以後は建設省設けられ建設技官として建設省近畿地方建設局となり、現在に至る。

大改土佐堀の旧松江藩邸即ち現在の役所の位置は明治七年大藏省出納寮所轄より移管を

受け引継ぎ内務省土木官庁として使用す、明治五、六年頃茨川出張所を八幡に置かし次に大改土佐堀に移つたが、十三年頃茨川筋橋本西遊寺に役所を移し土佐堀を一時閉鎖した事がある、因に木曾川は初めは桑名に出張所があり後名古屋に移つた、利根川は初めは関宿にあつたが東京に移し、北上川の一ノ関、信濃川の西島屋野島新田も後仙台、新潟に移つたと同様である。

明治初年頃の土木局出張所長は属官であつて十五年頃の大改の所長は判任官四等属佐藤守一、十六年頃以後は吉富篤邦、楢林高之 等であつた。

歴代大改の所長

明治六年	大蔵省土木寮大改出張所時代	不明
八年	内務省土木寮大改分局時代	不明
十三年四月	大改土木局出張所長	内務等属 佐藤守一
十四年以後	吉富篤邦、松岡 某、楢林高之	
一九一七、一一、二〇、四、二二	第四区土木監督署巡視長	内務技师 宮ノ原誠藏
二〇、四、二二、二六、九、二四		田辺義三郎
二二、九、二四、二六、八、四		神野忠雄

二二、八、四、二六、三、三一	第四区(右五区)土木監督署長	土木監督署技師	同	人
三六、四、一、四四、四、一一	内務省大改土木出張所長	内務技师	同	人
四四、四、一一、二六、七				中原貞三郎
大正 二、六、七、一六、一、二、二				青木元五郎
六、一、二、二、一、三、三、三、五				岡崎芳樹
一三、三、三、五、昭				真田彦吉
昭 三、九、一、三、一、九、五、一、一				坂本助太郎
九、五、一、一、一、四、六、六				高西敬義
一四、六、六、一、一、七、三、三、五				佐藤和恭
一七、三、三、五、一、八、二、一				高橋嘉一郎
一八、二、一、一、二、四、一、九	内務省近畿土木出張所長		同	人
二〇、四、一、九、一、二、六、三、一、八				和田重辰
二一、三、一、八、一、二、三、三、三、一				菊池 明
二二、一、一、一、二、三、三、二、七	建設院近畿地方建設局長	総務府技官	同	人

昭二、三、六、二七、二七、二七、九 建設院近畿地方建設局長 総理府技官 中島時雄
 〃二、三、七、一〇、一〇、二、三、一〇、三〇 建設省近畿地方建設局長 建設技官 同 人
 〃二、三、二、三、一〇、一〇、二、四、九、三〇 〃 〃 長久保俊夫
 引続き小沢久太郎、米田正文、稲垣茂樹、宮田隆一郎、の敬氏を至て現在の武田良一局長に至る。

附 記

明治二十二年七月第五区の徳島は広島に移された（之は二十一年九月洪水にて吉野川改修の西覚丹堤防が切れた、地方民は内務省を非難し大騒ぎとなり二十二年工事中止し徳島を広島に移した） 其当時の署長は、

- 第一区（東京） 田辺義三郎
- 第二区（仙台） 茅三区（新潟） 神野忠雄
- 第五区（広島） 茅六区（久留米） 石黒五十二
- 二十三年九月田辺氏死し、大阪は神野氏、東京は石黒氏となる、当時の月俸は古市氏は工科大学長兼内務技師にて二百円、田辺、神野、石黒の三人は百五十円

二十四年七月頃の年俸は第一区石黒、第四区神野は二千円、二区小林、三区小柴、五区日下部、六区の代理岡、日下部 諸氏は千五百円

内務技師、技手、属、名稱沿革

丹羽、名井、大窪、諸氏の談話を台とし、二、三の实例により推測すれば

- 古市公成 十三年一月初任の時 土木局雇 月俸百二十円
- 十四年六月 内務省準奏任御用掛
- 十七年七月 内務省三等技師
- 十五年初任の時 内務省準奏任御用掛
- 十四年五月 佛國より帰國
- 十六年四月 内務省御用掛
- 八月 土木局事務取扱
- 十七年七月 内務省四等技師
- 田辺義三郎
- 神野忠雄

小柴保人 十八年末

内務省出仕

近藤仙太郎

技師試補

青木敬三

何等属

常盤 茂

〃

府県にては 属、十五等出仕、御用掛、雇

名井氏が二十五年七月学校卒業後内務省に入りし時には試補はなく、前年卒の高橋辰次郎氏は技師試補であつたが、其後は土木監督署技師、技手、書記と改稱さる、三十八年官制改正後は内務技師に復す、昭和二十三年一月一日より総理庁技官、同七月十日建設技官と改稱現今に至る。

右を綜合すれば工学士は昔は

明治十三年頃

土木局 雇

〃 十四、五年頃は

準奏任御用掛

〃 十七年頃は

内務省何等技師

〃 十八、九年頃は

技師試補が出来た(奏任待遇)

〃 二十三年八月

内務技師(何等を止める)其後は内務技師と土木監督署技師とあり、試補もある、試補は二十四年迄にて二十五年七月にはなかつた

大阪に居つた人々

明治二十九年河川法施行と同時に初まつた淀川高水防禦工事(改修工事)の起工当時より四十年頃迄に大阪に居つた人は左の如し(以前の人には前記の所長連の外は不明、尚此表以外に多くの人あるべきも予の記憶に乏し)

〇技師級

阿 胤信(子蘭)

高松政正

岡崎芳樹

三池貞一郎

長沢 忠(兼行)

丹羽鋤彦(兼余)

池田圓男

加納盛吉

真田秀吉

宮川 清

田中吉二

原 静雄(子)

上野英三郎(兼位)

田賀奈良吉

能谷直道

後藤運平

松田希代

金森敏太郎

川上新太郎

坂本助太郎

田中捨之丞

大分後に来れる人付

並川熊次郎
南齋孝吉

辰馬鎌藏
尾藤 剛

渡辺六郎
寺田三男

青木元五郎
大津道雄

○枝 手

木下慶賢(出作業)
土井八太郎
加藤清穂
余村希吉郎
石田弋造
鏡石太伊造
小松 格
廣江鋼三郎(砂防)
中沢安藏
遠村久次郎
渡辺英隆

井上清太郎(砂防)
片岡西止
加藤光之助
伊藤琢郎
佐野恭藏
木村小市
竹沢鉄藏(砂防)
梁谷太助
吉村 嚴(測量)
高瀬楠之助
野口寅吉(第三区)

黒沢帯祐
高木準一(測量)
小野原幸一
佐藤久治
榎内郁太郎
竹村常夫
山中道一(砂防)
林政太郎
荒木彌一
長井祐左門
夏川省吾
稲 忠三(測量)
石野長次郎
市村忠藏
佐香源一
片山信雄
森田孝次郎(砂防)
長井実基
谷口周作(測量)
奥田民之丞(附帯)

○属

和田正磨(会計)
安田繁太郎(收用簿託)

大平捨藏(会計)
山村保介(收用簿託)

田中義一(文書)
梶 龜次郎

中村信藏(老等)

○産

山中茂兵衛(木所)
高塚義治(老等)
吉田寅吉(第三区)
野口 昇(第三区)
曾我祐友(工区)
井上藤三郎(〃)
末原元悦(〃)
金阪希次郎(〃)
安達捨二郎(〃)

一柳松之助(〃)
中尾光一(〃)
北川庸太郎(〃)
谷村光一(〃)
後藤利八(〃)
生田岩太(〃)
原 考七(〃)
杉本利八(〃)
木村正茂(〃)

矢田 (〃)
寺村銀次郎(〃)
竹村担道(〃)
和田兼松(〃)
金沢純一(〃)
森田鉄二郎(〃)
築山兼三(〃)

岩田定之助(〃)
小笠原信道(〃)
西條忠正(〃)
田沢震五(〃)
菱谷茂吉(〃)
落合泰経(〃)

デレレーケ時代の座談会

真田秀吉

昭和十三年八月七日 大阪自由亭旅館に於て談る人

三池真一郎氏	元大阪土木出張所技師	七十二才
土井八太郎氏	〃	技手 七十九才
片岡西止氏	〃	七十八才
真田秀吉氏	元大阪土木出張所長	六十六才

(片岡) デレレーケ氏は内務省土木局長出張所御用商人松岡治助の知人某の女を妾とし男子を生んだ。之を金をつけて他に養育せしめた事がある。デ氏は明治六年末来朝以来十三、四年迄大阪に在任、長工師ファン・ドールン氏帰国後東京本省村となる。大阪では今の土佐堀の出雲屋敷の役所の女中部屋に住んだ。茨川改修や図面は其二階で作った。

明治七年将基島の寝屋川合流辺に扇状工を作り粗朶工の見本を施工した。之が日本最初の粗朶工である。翌八年茨川本流前島地先鶴殿に一号ケレツプを作った。水深け川共沈床は一枚下二枚は重ねなかつた。其上に扇状工を置いた。扇状工は粗朶沢山入用故其後は沈床

を重ねる様になつた。初めは専ら扇状工であつた。十八年七月の枚方切川の時は、深堀川の所には粗朶を沢山入川で扇状工を用ひた。

(三池) 粗朶一束と米一升と同値段で五丈七厘であつた。

(三池氏は明治二十三年大阪に来たが、その頃はデ氏は居なかつた。)

(片岡) 明治初年から二十一年頃迄は白米三丈五厘乃至四丈、人夫賃は十七、八丈であつた。

(真田) 砂防と沈床工は人夫一人二十丈と定めてあつたと聞いてゐる。

(土井) 茨川治水工事時代は一人二十五丈としたが、歩増しがあつて實際は三十丈と写つた。木曾川は十丈、吉野川は八丈乃至九丈であつた。

(土井氏は明治十二年から大阪に奉職した。)

(三池) 瀬田川の測量の時は二十丈で實際は十八丈より松はなかつた。

(土井) 沈床工はデレレーケ工法と現今とは全く変つた。砂防で勾配地にも連束藁工として網の目に張り交又莫に竹の目串を刺し、中間に松苗を植えた。

(三池) 当時の砂防には畑で作つた松苗を植えたが、水気ない為育つまゐと思ひ、民有

池でも何処でも其辺の瘠地のものを掘取つて用ゐた。

(土井) 沓床工はデレレーケの工法は後には日本流に改めた。デ氏が東京に去つて後は茨川に出張して来て其地を見て東京で設計し、図を送り来り之を基として施工した。茨川の低水工はデ氏により全部記入してあつた。

低水法線は十六年より幅八十間としてあつた。其後六十間ふかたでよいと事があつたが実行されなかつた。大道村から下流は七十間とし頭部を繋いだから計画はすつかり変つた款である。水割の根節は高さ六尺とし元から下りの所で半分下り又上りの所で半分下りそれから先は一勾配に施工した。砂防も藁工を積苗に變へた。初めは連東藁工の格内に芝付の苗を植えた。(草木の根も草一緒に其儘植込んど)それを芝苗を山腹に筋に積重ねた所枯死するもの少く良結果を得た。之が積苗工の初めである。之は明治五年京都府屬土木掛市川義方の創始する所である。従来は芝苗を一枚並列に三尺毎に筋に植えたのを市川氏が積重式に改めた款である。又杭を打つて柴三尺位を山口積にしたものを柴工堰堤と云ふた、之は土堰堤より強かつた。沓床工の連柴を作るに初めは藤蔓と二子繩で結束し槌で叩いて締めたが不便であつたから其後改良して現今の如き連柴締金を作つたのである。

デ氏の砂防工法に土保留と云ふのがあつたが早く腐るから段々用ゐなくなつた。

(真田) デ氏の設計にかゝる京都府相樂郡綺田村不動谷に作つた石堰堤は切石を用ひ、京都府で施工した。先盤岩上高さ十三間のもので今猶建在で砂が溜つて居らぬから用水取入に使つてゐる。明治十三年七月松方内務卿石井土木局長等が視察した事がある。

砂防は明治初めには府県で施工せしめ内務省は工費を支出して監督のみをして居つた。其後直轄施工に改めたのである。京都府の不動谷は十一年、滋賀県は十五年から直轄を初めた。

(土井) 段々砂防工事が盛になつたから、十三年頃八幡の橋本西遊寺に出張所を移し大坂の出雲屋敷は一時閉鎖した。十六年頃の所長は楢林四等属であり、其前の十五年頃は四等属佐藤守一であつた。當時は技师技手の名は無かつた。

尚河川工事は総て見張船を用ひ、工営所と稱して居つた。月俸は十二円で月額手当十七円であつた。中西氏は月給六円手当十一円なりしと。

当時の辞令の例は

茨川出張土木局雇申付日給三十銭

但 工場従務中は月額を給せず

誰も但し書を嫌ふた由、但書の無いものは月額を貰へたから

真田補記

明治三十一年茨川改修の時は人夫賃は三十元と定め、但し大抵三分の歩増あり、一人何歩と稱して居つた。工夫は二人歩位、機械運転手は工夫並火夫、水夫は人夫位であつた。当時砂防では従来通り二十元とし歩増は河川と同様であつた。

住田勘作氏追憶記抜萃

住田氏は山口県人、明治十六年、十八九才の時から大改の田辺義三郎氏の書生となり、役所の雇月給十五円で常に出張に随行した。二十三年工手学校卒業、内務省大改東京に居り三十二年石黒五十二氏に随ひ海軍省に転じた人なり

田辺氏は明治四年十五才の時独乙領事ベアに伴はれ、ハノバ(ハノバ)大学に学が十五年帝朝二十六才にして内務省筆奏任御用掛拜命、古市、沖野、石黒、山田等の内最年少者であつた。氏は蒲柳の質で眉目秀麗であつた。本省附なりしが健康勝れず、十七年辞職を乞へるも山縣内務郷許さず、温暖なる大改に転勤となる。蓋し恩命なり。間もなく琵琶湖疏水の監督十八年吉野川改修監督のため徳島に出張、同年茨川枝方破堤の締切、十九年岸島埋立地葺岸破堤の検査等中々多忙を極めた。又二十年茨川改修監督、木曾、長良、揖斐三川改修計画、二十一年九月吉野川改修の西覚川破堤事件にて翌年同工事中止問題、二十一年茨一區兼務利根川監督等多事なり。

氏の病氣遂に癒えず、二十二年九月二十二日大改にて死去さる。三十三才なり。

氏は二十年四月第四區土木監督署(大改)巡視長となり、茨五區(徳島)兼務にて徳島

の方は日下部兼二郎氏代理として居った。吉野川改修は前記の如く西覚院破堤問題にて二十二年七月中止となり、日下部氏は譴責、酒井知事は罰俸処分を受けた。当時の改修は堤防は果施行にて低水工事は内務省受持であつた。右中止後徳島の第五区は齋々川広島に移り巡視長も更迭した。

第五区(東京) 第四区(大阪) 田辺義三郎

第六区(仙台) 第三区(新潟) 神野忠雄

第七区(広島) 第六区(久留米) 石黒五十二

此三人は月俸百五十円、古市氏は二百円であつた。

二十年頃の技師は古市、山田、宮の原、神野、石黒、田辺等にて何れも三十才前後にて花形後者であつた。

十九年七月土木監督署設置より川長は巡視長、技師は巡視、技手、書記は巡視補と呼ばれた、誰云ふとなく巡查の兄弟分の様だと評したが二十三年八月署長と改稱された。

二十年春の第一回巡視長会議にて議長は土木局次長中村存禧であつた。初代土木局長は石井省一郎氏で十七年二月若手県令島維精と入替になつたが島氏は在職数ヶ月で三島通廓

氏と交代した、三島氏は福島、栃木両県令にて那須野道路を計画したが県会は大多数で否決した、三島は県会を解散し、原案執行したのは有名な話なり、工事中は農商務大臣西郷従道も協力し、共にシヤツ一枚脚絆草鞋ばかりで春をかたぎ土石運搬すると云ふ有様であつたと云ふ。三島氏は島氏の後任として土木局長になつたのであるが、その歓迎会で、或人がデレーケに新旧局長の技倆如何と尋ねた所デレーケは「三島さんは丁度島さんを三人合せてに等ししとやつて喝采を博した。

明治十二年米國大統領グラント將軍来朝、上下挙げて空前の大歓迎であつた。之が米國民の好感を得て維新前下関の米艦砲轟賠償金百五十万円を返してく川た。二十年頃井上外務大臣は此金にて下関築港をする勳議を出し閣議の承認を得た。ムルデル、デレーケ、古市、神野、石黒、田辺等に調査せしめたが意見一致せず、山縣内相、井上外相共に学者の意見不一致では野蒜築港の轍を踏む事を惧川此議は御流川になつた。

條約改正につき外人の歡心を買ふため大隈外相の時横浜築港に此金を用ふる議が起り横浜水道設計監督の英人エ兵大佐パーマーに設計せしめた。田辺氏は横浜は東京の門戸たるに止まり品川築港は目下古市氏が山県内相に隨行して佛人ルノー氏の意見を求めて居るか

から其復命を待つては如何との意見なりしも遂に横浜築港は起工せられた。本築港についてはデレーケも良業を出したが採用にならなかつた。此裏には種々外交上の事情があつた様に察せられた。

木曾、長良、揖斐三川分流の初めの測量は内務省楠林高之主任にて補助は技手千田惟安外数人であつた。其後東京大学十二年卒業の清水清、工部大学十三年卒業の佐伯敦宗の二氏技手として之を完成した。工事は差当り上流部改修と砂防工事とに着手した。二十年四月田辺氏は茅田区土木巡視長となり木曾川に屢々出張せられた。田辺も随行した。

二十一年一月当時桑名船津屋に滞在して技手大柿稻考の案内にて御箭工管所主任千田技手の説明を聞いた。流末の一里余もある算水堤計画には驚いた。

二十一年清水技師は欧米に出張、歸朝后直に工科大学教授となつたので田辺氏の下には佐伯氏一人となつた。学士は二十一年卒業の山下正夫、二十二年卒業の西尾虎太郎(西尾辰吉君嚴父)が居られた。二十五年卒業の名井氏は学校を出て直に佐伯技師の下に勤務せられた。二十七年七月桑名にあつた茅田区監督署(大坂)の出張所が齋さ川独立茅田区監督署として名古屋に移つた。

田辺氏は三十才の時同県人(山口)勝間田愛知県知事の令嬢(十七才)と結婚した。古市氏も三十才で結婚した。田辺氏は二十二年九月二十二日三十三才で病死、古市博士初め皆之を惜しみ木曾川導水堤上に銅像建立の議ありしも、工事未完成にて万一を慮り延期となつた。後二十八年三月大垣論中の水利土功会議々長八木信守の名を以て三川改修の恩を記せる感謝状と金杯を田辺氏の遺族に贈つた。

宇品の護岸が十九年の暴風に破壊した時田辺氏に随行して出張したが石垣は長七畚喰と石灰使用故水中の固結悪しく石抜出たるに原因した。田辺氏は水道水源池につき知事千田貞麿氏に忠告した。知事は間もなく敷地を買収した。果会は知事に反対し遂に知事は和歌山に左遷され、土木課長福間氏も山梨県に転された。

其後日清露の戦役に宇品港は大に役立ち千田氏は名を挙げた。水道も田辺氏の説く如く、日清役には軍事費で布設された。

宮の原氏の父真麿氏はデレーケの通弁でムルデルの通弁は丹野茂樹氏で何れも三十才位の青年属官であつた。宮の原氏は大坂なる茅田区土木監督署の最初の巡視長であつたが其以前十三年頃から清水越国道に關係した。大坂は僅かの間で二十年四月本省に転じ清水越

専任となつた。其右任が田辺氏で田辺氏が二十二年九月死去後は神野忠雄氏が巡視長となり四十四年三月末日迄同氏が長官であつた。

吉野川の十八年頃の測量主任は属吉川素水氏で此人は敦賀の測量も兼ねて居た。属官山崎繁水（理博山崎直方氏の父）氏は第五区監督署の計算係主任で其下に小野太一が居つた十九、二十年頃の吉野川改修には主任技手三浦寛哉氏であつたと思ふ。目下部技師は田辺巡視長代理として徳島の大將であつた。大改の監督署以前の所長は属官にて佐藤守一、吉富篤邦、楢林高之等であつた。

十八年頃田辺氏が技師として大改に居つた時内務省の命により京都琵琶湖疎水工事の予算を調査し百二十万円入用と報告した。（其際は百六、七十万円か、つた）京都府提出の予算は六十余万円であつた。元來此工事は知事北垣國道氏が皇室の下渡金を利殖した三十九万円を基として施工する考であつたが、多額を嫌ふた事情もある。其起工式に田辺氏に招待状が来なかつた。之は其頃京都府の水害國庫補助申請百万円を田辺氏が五十万円に査定減額したので北垣氏は不快に思ひ、招待状を出さなかつたものと思はれる。疎水工事許可の際は東京で会議を開き伊藤公は大賛成したが当時の滋賀県知事中井 弘氏（櫻洲山人）

は琵琶湖水面低下を理由に反対し、大改府知事西村捨三氏も茨川の水量が増すからと反対した。此時番外の田辺氏は僅々三百立方尺引水しても湖面低下の憂なし、茨川の水位にも関係なしとして許可に賛成した。此く疎水の恩人たる田辺氏に対し、北垣氏の措置は遺憾の極であつた。